

議案第36号

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例（平成18年つくばみらい市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「8月」の次に「（夏期休業日を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3） 8月（夏期休業日を除く。） 児童1人につき月額1,000円
第2条第2項第3号中「6,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月31日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

小学校夏期休業日の変更に伴い、つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第64号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(負担金の額)</p> <p>第2条 負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8月(夏期休業日を含む。) 児童1人につき月額6,000円</p> <p>(3) 8月(夏期休業日を除く。) 児童1人につき月額1,000円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学年始休業日、夏期休業日、冬期休業日及び学年末休業日の期間のみ入級する児童の負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 夏期休業日8月分 <u>5,000円</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(負担金の額)</p> <p>第2条 負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8月_____ 児童1人につき月額6,000円</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学年始休業日、夏期休業日、冬期休業日及び学年末休業日の期間のみ入級する児童の負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 夏期休業日8月分 <u>6,000円</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>